



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

第3回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年8月8日（月）午後2時から、けやき会館5階大樹の間において、第3回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

協議会では、相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）、特別職の身分の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、公共的団体等の取扱いなどについて協議が行われました。議事等の内容については、次のとおりです。

協議事項

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について

継続協議

事務局より、2、3面のとおりの合併市町村基本計画（素案その1）の提案があり、協議が行われました。なお、提案された素案その1は計画の一部であり、今後さらに施策体系や財政計画などを加えた計画全体を再度提案することとなることから、継続して協議することになりました。

主な意見

藤野町委員

合併することによって、単なる寄せ集めで大きな都市になるのではなく、素案にある水源地域の構想などを実現させるためには、相模川の浄化、人や物の循環を図りながら、地域特性を上手に組み合わせる新しい理想の郷土を創るといった発想のもとに進めていくべきと考える。

藤野町委員

「合併シンボルプロジェクト」の「3まち+水源地=産業創生プロジェクト」に関することだが、津久井郡4町は、水源地による土地利用の規制などから、工業や商業の活性化が進まない現状がある。4町それぞれ特徴があるので、もう少し各町に対してきめ細かい配慮をした中での産業創生を考えていただきたい。

事務局

合併シンボルプロジェクトは理念的な部分が強くなっており、実際に施策について検討する際に、地域ご

との特性を尊重した中で進めていきたい。

藤野町委員

「さがみはら都市みらい研究所」では1市4町を想定した都市内分権の研究は行われているのか。

企画部会

相模原市においては「さがみはら都市みらい研究所」という政策研究をする部署で、平成15、16年度に相模原市内の都市内分権を想定した研究に取り組んできた。その研究をもとに、地域のまちづくりを住民が主体となってどう考え、どう参加していくのか、また、それに対して行政はどのような行政組織を編成し、どのように支援をしていくのか、などについてさらに研究している。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

藤野町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職する。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 藤野町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

主な意見

藤野町委員

職員の資質の違いなどがあると思うが、「公正に取り扱う」とは、どのような意味なのか。



総務部会

藤野町の職員が合併により相模原市の職員となることから、現相模原市の職員と均衡が図られるよう、今後、職責に応じた職員の配置を基本に調整させていただきたいと考える。

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて

原案のとおり決定

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

主な意見

藤野町委員

藤野町特有の条例の取扱いはどうになるのか。

総務部会

藤野町特有の条例、規則等については、今後、各専門部会での事務事業の調整を踏まえた上で、新市においても必要なものについては、新市の条例、規則等として整理する。

協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 藤野町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 藤野町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 藤野町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、藤野町の地域性から設置されている附属機関

は、現行のまま新市に引き継ぐ。

主な意見

藤野町委員

総合的な事務所の職員数は、概ねどのくらいになるのか。また、高齢化対策や小学校の統廃合の関係から、保健師、指導主事はどのように配置されるのか。市の出張所と比較するとかかなり多い人数になるのではないのか。

総務部会

現時点で職員数を申し上げることは難しいが、基本的には、「総合的な事務所」で行われる「まちづくり支援」や「住民サービス提供」の業務について、現在の住民サービスを低下させないような職員体制が確保されると考えている。また、保健師や指導主事の配置については、現在の業務内容やそのサービスの低下を生じさせないよう、今後の調整の中で十分配慮させていただきたいと考える。

相模原市委員

相模原市にある各出張所は、窓口に来られる住民の対応が主な業務である。福祉や道路関係などの業務については、全て本庁の各課が直接対応するので、各出張所の職員は少人数で対応できているということである。

協議第15号 慣行の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 市章は、相模原市のものに統合する。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合

相模原市・藤野町合併協議会

第3回相模原市・藤野町合併協議会を開催・・・ 1～3面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

平成18年3月20日 新「相模原市」誕生・・・ 3面

相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

現在の状況について・・・ 4面

併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。

協議第16号 公共的団体等の取扱いについて

原案のとおり決定

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

報告事項

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて(B・Cランク)その1

第1回合併協議会で決定された「事務事業一元化の基本方針」をもとに、専門部会(企画部会及び総務部会)及び幹事会で協議(報告)された75項目の各種事務事業の取扱いについて報告し、承認されました。

報告第9号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について

本年3月31日に県知事へ申請を行った相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について、県議会の議決を経て、7月14日付で県知事より

廃置分合の決定書が交付された旨を報告しました。

その他

(1) 今後の協議会開催日程(案)について
第4回相模原市・藤野町合併協議会は、10月17日(月)午後1時30分から、神奈川県立藤野芸術の家において開催することが決まりました。(詳しくは、4面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

アドバイザーからの一言
辻アドバイザー

本日も重要な論点が出てきた。特に都市内分権については、昨年、相模原市の都市経営ビジョン策定委員会の中で「津久井郡のあり方を一つの範と考えて、いいものがないか」という議論があった。今後は、市、

郡、町、自治会という重層構造をどのようにしたら、効果的な自治の枠組みにできるかを考えるべきである。
また、総合的な事務所のあり方では、単なる窓口機能から、地域の問題を解決していくために、まちづくり支援機能に重点が移ってくる。その中で、どのような事務分担なり職員の配置なりを試行錯誤していけばよいのかが重要な論点となる。自治の仕組みというのは、持続的な課題として取り組んでいくことが重要と考える。
次に、地域の活性化を考える上でも、職員の人事が重要であり、どの職場に配属されてもがんばってもらうために、機会に関しては市の職員も町の職員も平等で、結果に対しては公正ということが重要である。また、職員の能力を發揮するためにも、旧市町の垣根を越えて人事交流を行っていただきたいと思う。

相模原市・藤野町 合併市町村基本計画(素案その1)

まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

新市は首都東京から約30~60kmに位置することから、東部では急速な都市化が進み、首都圏における広域的な役割を担う拠点都市として発展してきました。一方、西部は相模湖、奥相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などにより神奈川県重要な水源地域となっており、丹沢大山国定公園や県立自然公園に指定されるなど豊かな自然環境を有しています。今後は、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備により、広域的な交流拠点としての更なる発展の可能性が高まっていることから、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を生かした観光や芸術などを通じてやすらぎと憩いの場を提供していくことが必要です。

このため、広域交流拠点としての機能の充実を図りつつ、水源地域を保全・活用し、豊かな自然環境と共生した都市基盤の整備や産業の振興を推進することにより、自然と産業が共存する活力ある地域として更に自立した都市づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが主体となり、将来にわたって安心して質の高い市民生活を実現できるまちづくりを目指します。

『自然と産業が調和し 人と人がふれあう
活力ある自立分権都市 相模原』

~森が育む水の力 水がそだてるまちの力
まちにいづく人の力 地域の力と魅力を活かしたまちづくり~

2 まちづくりの考え方

地方分権時代にふさわしい新市を創っていくためには、合併による行政区域の拡大に伴い、地域に根ざしたきめ細かなまちづくりを進めることが今まで以上に必要となりますが、都市を経営するという視点に立って、協働と分権によるまちづくりを進めるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠です。

このため、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わることによって、地域コミュニティやまちづくりを担う多様な主体の活性化を図り、都市内分権を進めることが重要です。また、市政の計画・実施・評価のすべての段階における市民参加を促進し、市民のニーズが的確に反映された、市民の満足度を高める施策の展開が求められます。さらに、民間活力の積極的な導入やIT化の推進、事務事業や組織体制の見直しなど、最少の経費で最大効果のサービスを提供していく必要があります。

(1) 協働と分権

市民一人ひとりが支え育て合う自立した社会を創り、誰もが住みよい地域社会の形成を目指すため、協働と分権の視点に立ったまちづくりを進めます。このため、広報・広聴活動の充実に努め、男女共同参画の理念を踏まえて、市民の市政への参画機会を拡充するとともに、都市内分権を推進します。

- 多様な主体の協働の推進
市民の市政への参画機会の拡充
都市内分権による住民自治の充実

(2) 効率的な行財政運営

市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営を行うために、効率的・効果的な行財政運営、職員の資質の向上、情報公開の推進、近隣市町村との連携などに努めます。

- 持続的な都市経営を可能とする財政基盤の確立
民間活力やITを活用した最少経費で最大効果のサービス提供
既存事務事業の見直しと新たな行政ニーズに対応した取組の推進
適正な職員定数の管理
情報公開の推進
広域連携の推進

基本目標

将来像を実現するため、分野別にまちづくりの基本目標を設定します。

基本目標 交通、都市基盤

人、自然、産業、文化...新しい都市の
交流と発展を支える 質の高い交通・都市基盤をめざす

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上、そして人、自然、産業、文化など様々な交流の架け橋という観点から、骨格となる交通網の強化と質の高い都市

基盤の整備が重要となります。

このため、さがみ縦貫道路、津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。さらに、増え続ける自動車交通などを円滑に処理していくため、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進に取り組み、交通渋滞の解消に努めます。

また、新市の核としての中心市街地や多様な拠点の形成に向けた基盤整備を図るとともに、水源地域の保全と生活環境の向上のための上下水道の整備や、高度情報化に対応する情報基盤の整備、公園等市民の憩いの場となる空間の整備、美しい都市景観の形成等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

基本目標

自然・環境

自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす

新市の西部は広大な森林や清流、湖などみどり豊かな自然環境に恵まれており、神奈川県重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本に、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、人々の自然に対する意識をより深いものとするのが求められています。

このため、水源涵養、治水、保健休養等の森林の有する公益的な機能に配慮した保全策を推進するとともに、自然環境に対する意識を啓発し、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地周辺においても里山、谷戸が残っているほか、相模川などの水辺や斜面林がみどりの軸を形成しており、市街地に残された貴重な平地林である木もれびの森や都市公園、緑地としての農地などと良好なみどりを形成することにより、都市内部でも自然を感じられるうおいと風格のあるまちづくりを目指します。

さらに、限られた資源を大切にす循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の適正処理を目的とした施設整備を行うなど、環境に配慮した取組を進めます。

基本目標

産業、観光、土地利用

地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、
地域特性を活かした産業創生をめざす

新市の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と計画的な土地利用の推進が重要となります。

このため、新たな産業の誘致や大学・研究機関、インキュベーション施設と連携した工業振興に取り組むとともに、生活の核となる個性的・魅力的な商店街の形成を図ります。

新市の各地域の歴史・文化などをはじめとする特性を観光資源として捉え、積極的な情報発信に努め、観光の振興を図ります。特に、水源地域では、水辺環境や貴重な動植物が息する豊かな自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、文化・芸術などの地域特性を活かした観光振興などにより、都市住民が自然とふれあう場を提供します。

また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとともに、市街地の高度利用や農業・森林地域での適切な土地利用など、地域の状況に応じた土地利用を図り、良好な居住環境の保全及び創造と秩序ある都市の発展を目指します。

基本目標

教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心

心の豊かさを育み、安心して生き活きた
市民生活の実現をめざす

生き活きた安全・安心な市民生活を実現するためには、心豊かな人づくりや人々にやさしいユニバーサルなまちづくりが重要となります。

このため、教育環境を充実し、地域固有の自然や歴史、文化などの資源を活用した体験学習や郷土学習を通じてふるさと意識の醸成に努め、人間性豊かな教育の実現を目指します。同時に、市民の自己実現の場としての文化、芸術活動の促進などにより、生きがいや心の豊かさが実感できるとともに、医療機関や福祉施設と家庭、地域とが連携した保健・医療・福祉体制を確立することにより、だれもが安心して生活できる地域社会の形成を目指します。

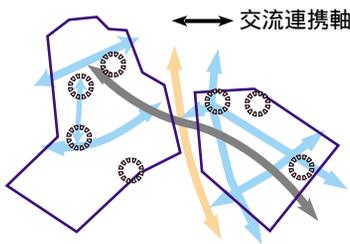
また、市街地から山間部まで、その地域特性に応じた防災・防犯対策を進め、市民が安全に安心して生活できるまちづくりを目指します。

合併シンボルプロジェクト

新市の一体性を確保するため、シンボルとなる次のプロジェクトを推進する必要があります。

1 地域連結夢プロジェクト

新市の生活や経済の活性化を支え、広域的な交流や情報発信を進めるためのインフラとして、幹線道路の早期実現を図るほか、鉄道網の充実に向けて津久井地域への鉄道の延伸を促進し、新しい交通システムの導入を検討します。これにより、交通の利便性、快適性の向上を推進し、新市の一体化を図ります。

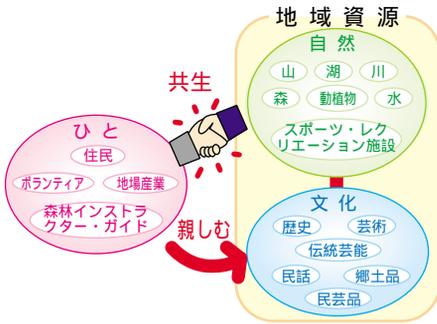


【主な事業】

- 骨格幹線道路の整備（さがみ縦貫道路、津久井広域道路 など）
- バスネットワークの充実
- 新しい交通システムの導入検討

2 市民のオアシスプロジェクト

水源地域の山、川、湖などの優れた自然や地域固有の歴史、風土を守るとともに、人と自然が共生し文化、芸術などと親しめる環境を活用し市民のオアシスとなる空間を創出します。また、都市部においても、市民の憩いの場となる魅力ある快適空間の創出に取り組みます。

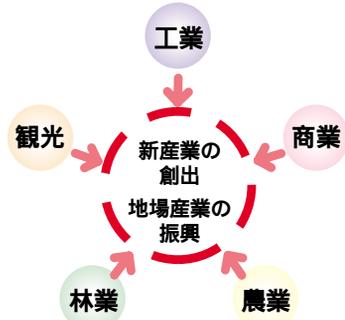


【主な事業】

- 自然に親しむ空間整備事業（森林ミュージアム・オートキャンプ場・ハイキングコースの整備、グリーンツーリズムの促進 など）
- 伝統文化の保存活用（フィールド・ミュージアム など）

3 まち+水源地=産業創生プロジェクト

新市は、まち（都市部）と水源や森林など豊かな自然を併せ持つことから、その特色を生かして観光や産業の振興を図るため、多様なイベントを有機的に連携させ、観光拠点の整備を進めるとともに、特産品を生かした地場産業の振興を図ります。

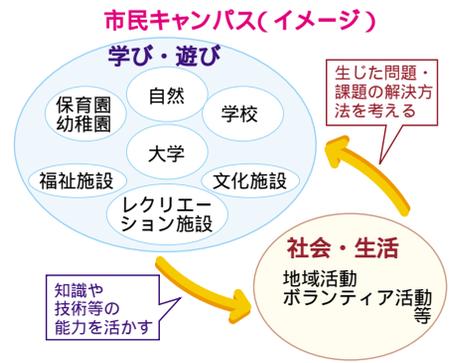


【主な事業】

- 新たな産業の創出事業（企業立地基盤の整備と誘致、産学連携 など）
- 産業と観光が連携した魅力ある観光地づくり（観光拠点整備推進事業 など）

4 市民キャンパスプロジェクト

豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。子どもから大人まで、あらゆる人が生涯にわたって学習することができる機会を提供することにより、生涯現役時代にふさわしい“生涯学習都市”を目指します。

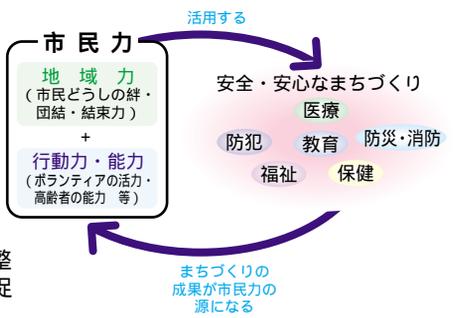


【主な事業】

- 生涯学習キャンパスの展開（（仮称）市民・大学交流センターの整備 など）
- 生涯学習の新しいネットワークの構築（図書館、博物館、公民館、大学などのネットワーク化）

5 安全・安心ネットワークプロジェクト

全ての市民が豊かに暮らせるよう、安全・安心なまちづくりを進めます。このため、保健、医療、福祉の充実を図ります。また、地域コミュニティの強化を図り、住民自らが地域を守るシステムを形成します。

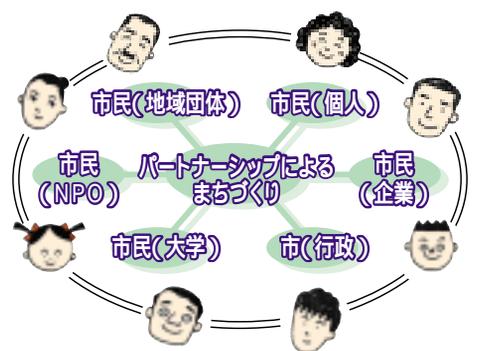


【主な事業】

- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進（（仮称）北地区保健福祉センターの整備、特別養護老人ホーム等の整備促進 など）
- 防災、消防対策の強化（地域防災活動の支援、消防施設の整備、防災無線整備 など）
- 安全・安心なまちづくりの推進（安全・安心まちづくり推進体制の構築、地域防犯活動の支援 など）

6 パートナーシップ・都市内分権プロジェクト

都市内分権（分権型社会）を実現し、市民や民間団体、企業など地域社会を構成する様々な主体の協働による、自主的、自律的なまちづくりを目指します。



【主な事業】

- 市民主体の協働によるまちづくりの推進（さがみはらパートナーシップ推進指針・都市内分権の推進、コミュニティ活動への支援 など）

相模原市・津久井町・相模湖町の合併が確定

平成18年3月20日 新「相模原市」誕生

8月12日、総務大臣により相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町の合併（廃置分合）が告示されました。これにより、法律で定められた手続きがすべて終了し、平成18年3月20日に1市2町の合併による新「相模原市」が誕生します。

現在、新市誕生後の円滑な行政サービスの実施に向け、1市2町で協力し、住民の皆様への的確な情報提供や新市に移行するための諸準備を進めています。なお、合併に伴い変更となる行政サービスの内容や窓口における手続きなどについては、今後、各市町の広報などでも随時お知らせします。

また、県では「市町村合併支援指針」において、「合併関係市町村等の実情に応じた支援内容について個別具体的に検討する。」としていたことから、1市2町の合併の確定に伴い、支援方針を決定しました。



相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針（要点）

- 合併に伴う住民への広報事業等に対し、既存の市町村合併支援補助金により支援する。
- 新市まちづくり計画に掲げる県事業の着実な実現に向けた取組を図る。
- 平成17年度中に限り、1市2町への県単独補助金等の補助態様を新市になるに伴い変更を行わない。
- 2町域で県が行ってきた中核市事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に新市に引き継がれるよう、必要に応じて人的支援、財政的支援を行う。
- 合併前後の臨時的な財政需要や新市まちづくり計画の着実な実施に資するため、市町村合併特例交付金を措置する。
- 津久井郡4町域を所管する県機関について、その機能、役割を踏まえつつ、住民生活に支障のないよう十分に配慮しながら、そのあり方を検討する。

総務省告示第八百八十七号
市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があつたので、同條第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月十二日

総務大臣 麻生 太郎

8月12日(金) 発行の官報第4155号(本文抜粋)

さがみはら・しるやま・つくい・さがみこ・ふじの インフォメーション

1市4町の秋のイベントなどをお知らせします。
朝夕はめっきり涼しくなってきました。
イベントなどに参加し、近づく秋を感じてみてはいかがでしょうか？

相模湖レガッタ (相模湖町)

県内で唯一の漕艇競技公式会場である相模湖では、毎年10月にレガッタ(ボート競技会)が開催されます。湖面を滑るように進むボートの姿をご覧ください。
10月15日(土)、16日(日)
午前8時~ 県立相模湖漕艇場



小松コスモスまつり (城山町)

小松地区の遊休農地を活用し、コスモスの種が蒔かれ、約5万本の花が咲きます(摘み取り可)。当日は、地場野菜や特産物などのテントが並び、竹工作の実演販売も行われ、にぎわいをみせます。
10月1日(土)、2日(日)
午前10時~午後3時 小松地区小松橋信号周辺



相模ねぶたカーニバル (相模原市)

平成5年に子どもたちの思い出・ふるさとづくりをテーマに、銀河連邦共和国友好都市の秋田県能代市の協力を得て始められたまつりです。今では地元の子どもの手作りでも可愛らしい子ねぶたが多数登場するなど、光と音の幻想的なねぶたパレードが楽しめます。10月9日(日)午後4時~午後8時30分(荒天の場合は、10日に順延) リパティ大通り(市役所~アイワールド間)



まんどう 大野万灯祭り (相模原市)

平成2年に地域活性化と商業振興を目的に始められた、地元の伝統行事「万灯」を現代風にアレンジした地域総ぐるみで行われるまつりです。夜景を彩るまんどうパレードをはじめ、ステージイベント、屋台村、フリーマーケットなど様々な催しが相模大野中央公園や相模大野駅前などで行われます。
10月8日(土)午前11時~午後8時、9日(日)午前11時~午後5時 小田急相模大野駅周辺~相模大野中央公園 他



ふじのまちART 収穫祭2005年 (藤野町)

秋のアート祭で、今年は「花」をテーマに様々な芸術イベントが繰り広げられます。会場内では、ガラス・木工・陶器の作品やアクセサリー・草木染め雑貨などのユニークなバザーも行われます。9月23日(金・祝)午前11時~午後7時、24日(土)午前10時~午後6時 県立藤野芸術の家(入場無料)



相模原市商業観光課 ☎042-754-1111(代表)
城山町経済課 ☎042-782-1111(代表)
津久井町生涯学習課 ☎042-784-1141(代表)
相模湖町生涯学習課 ☎0426-84-3211(代表)
藤野町まちづくり課 ☎0426-87-2111(代表)
各市町及び観光協会のホームページからもイベント情報をご覧いただけます。

いそべと 磯部倣記念「遙かな友に」 道志川合唱祭(津久井町)

<合唱の里>津久井を全国に発信するため、全国の合唱愛好家との交流と、道志川地域の振興を図ろうと毎年開催されています。深まる秋の合唱の里には、愛好家の皆さんの清らかな歌声が響き渡ります。
9月25日(日)午前10時30分~午後3時
青根緑の休暇村センター隣、町合唱館「やまびこホール」前特設ステージ(雨天の場合は町立青根中学校体育館)



相模原よさこいRANBU!(相模原市)

エネルギーでエキサイティングなダンスで、よさこいまつりの伝統と個性的な創作ダンスの新鋭さが織り出す新しいかたちのイベントです。華麗でオリジナリティー豊かな衣装を身にまとい、リズムカルな音楽と表現豊かなチームダンスの醸し出すパフォーマンスで、子どもからお年寄りまで観客も一体となってイベントを盛り上げます。9月18日(日)午後1時~6時(荒天の場合、中止) 市道古淵駅前通り(古淵駅~ジャスコ古淵店前) 他



相模原・津久井地域合併協議会 現在の状況について

7月10日に開催いたしました「第2回相模原・津久井地域合併協議会」において、合併協議会委員からの多数意見により、合併の期日を定めましたが、「合併の期限にこだわらずに協議することを首長間で合意したにも関わらず、その合意が崩れた以上、合併協議会での議論に加わるわけにはいかない。」などを理由として、小林城山町長から合併協議会の副会長の職を辞任するとの申し出があり、現在、会長預かりとなっております。開催日程などが決まりましたらお知らせいたします。

津久井郡広域行政組合の取扱いについて

相模原市と津久井郡4町との合併協議に伴い、津久井郡4町のごみ処理、消防、救急などの業務を行っている「津久井郡広域行政組合」の取扱いについて、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の1市4町で「津久井郡広域行政組合検討協議会」を設置し、これまで協議・調整を進めてきました。このたび、「津久井郡広域行政組合」は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併期日の前日である平成18年3月19日をもって解散し、城山町と藤野町のごみ処理、消防、救急などの業務については、一部の業務を除き、新「相模原市」に事務委託することで、首長間の基本的な協議が調い、8月18日に1市4町の首長による協定の締結が行われました。現在、組合の解散については、4町の各議会で審議されており、事務委託については、今後、関係市町の議会で審議されることとなります。

会議開催のお知らせ 相模原市・藤野町合併協議会

第4回
日時:平成17年10月17日(月)午後1時30分から
会場:神奈川県立藤野芸術の家クリエーションホール
住所:藤野町牧野4819 電話:0426-89-3030
傍聴:100人(希望者多数の場合は、抽選となります。午後1時までと同施設2階会議室Aにお集まりください)
内容:合併市町村基本計画(素案)など



相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会
ホームページ <http://www.sts-gappei.jp>
相模原・津久井地域合併協議会
ホームページ <http://www.st-gappei.jp>
相模原市・藤野町合併協議会
ホームページ <http://www.sf-gappei.jp>
お問い合わせ先
〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階
☎042-769-8206 FAX042-768-4066
E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

